

資料 4

【報告事項】

(4) レジオネラ対策について

項目名 レジオネラ対策について

■ **レジオネラについて**

レジオネラ属菌は、河川や湖沼・土壌中など自然界に多く生息し（常在菌）、人の身体や土ぼこりなどで運ばれ、浴槽などに入り込んで増殖し、その菌を肺に吸い込むことでレジオネラ症に感染する。

レジオネラ症は、急激に重症になって死亡する場合もあるレジオネラ肺炎と、数日で自然に治る場合が多いポンティアック熱に分けられ、乳幼児や高齢者、病気の方など抵抗力が低下している人や、健康な人でも疲労などで体力が落ちている人などが発病しやすいといわれている。

病院、老人福祉施設等に付随する入浴施設や、公衆浴場、旅館は集団発生源となるおそれがあり、家庭においても、加湿器などが感染源になりうる。

■ **現状（概要）**

公衆浴場及び旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌による利用者の健康被害を防止するとともに、本県の貴重な地域資源であり、かつ観光資源である温泉のイメージの確保を図っている。

なお、病院、老人福祉施設等において確認された場合は、必要に応じて、所管である保健医療福祉課との合同立入や助言等を行っている。

■ **対策**

レジオネラ属菌の増殖に適した温度は20～45℃とされており、生物膜（ぬめり）中に生息するアメーバの体内で大量に増殖する。レジオネラ属菌の増殖や定着を防ぐには生物膜を除去することと増殖に適さない温度に保つことが重要である。

旅館及び公衆浴場においては、国が定める衛生管理要領等に基づき、徹底した清掃・消毒や定期的な自主検査等を行うことにより、レジオネラ属菌の繁殖及びレジオネラ症の発症を防ぐことができる。

■ **取組状況**

県では、定期的な施設立入調査や、その際の自主検査結果の県への報告の呼びかけ、各種情報提供等を行っているところであり、当所においても、管内の公衆浴場等の施設に対し、おおよそ3年に一度の頻度で立入検査を実施し、適切な衛生管理を実施するよう指導を行っているところである。

■ **自主検査におけるレジオネラ属菌検出状況（大隅管内）**

（単位：件）

	R 5	R 6	R 7*
旅館	0	0	0
公衆浴場	1	1	2
計	1	1	2

※R8.2月末現在

■ **旅館・公衆浴場に起因するレジオネラ症発症事例（大隅管内）**

発生なし（営業停止に至った案件は川薩管内のみ）

■ **今後の方針・依頼伝達事項**

引き続き、集団発生源になりうる施設における衛生管理指導を継続していく。管内施設における情報提供・共有にご協力ください。